



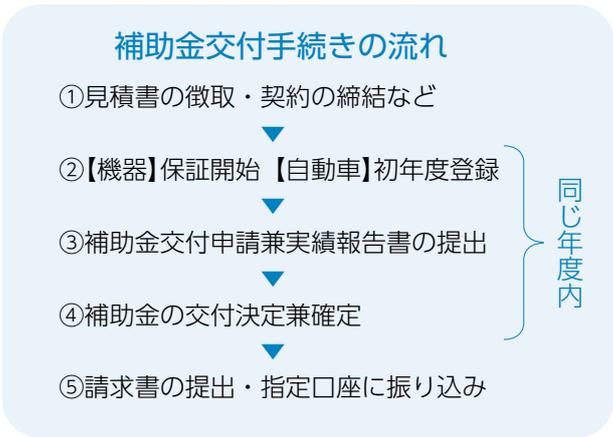
新エネルギー機器などの設置・購入に補助金を交付します 申請はお早目に

市では、新エネルギー機器などの設置・購入に対し補助金を交付しています。

交付を希望する人は、新エネルギー機器（太陽熱高度利用システム・蓄電池システム・家庭用燃料電池システム）の設置後またはクリーンエネルギー自動車の購入後に必要書類を添付して、手続きをしてください。

申請は書類到着順に受け付け、予算がなくなり次第終了します。

生活環境課 995-1816



対象・補助金額

対象機器・自動車	主な要件	補助金額
太陽熱高度利用システム	機器保証開始日が申請年度内であること。未使用品の設置であること。対象機器について、それぞれ過去に市の補助金の交付を受けていないこと。	25,000円
蓄電池システム（定置式のみ）		80,000円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		70,000円
クリーンエネルギー自動車 （電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）	初年度登録年月が申請年度内のもので、自家用で使用すること。対象自動車について、過去に市の補助金の交付を受けていないこと。	80,000円



令和5年度軽自動車税（種別割）の納税通知書を発送 納期限は5月31日(水)

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人に1年分が課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合でも、月割り還付の制度はありません。

納期限までに納付を

期 5月31日(水)

納期限までに納付してください。納付の方法は、納税通知書や市公式ウェブサイトを確認してください。振替用の金融機関口座を登録済みの場合は、納期限に口座振替を行いますので前日までに残高の確認をお願いします。

障がい者に対する減免

一定の基準に該当する障がい者が所有する軽自動車1台につき、軽自動車税が減免されます。減免を受けるためには納期限までに申請が必要です。

基準に該当するかどうかは、障がいの種類や等級によって決まります。初めて減免申請をしようとする人

は税務課へ問い合わせてください。

納税証明書（車検用）の発行

オンラインで軽自動車税（種別割）の納付情報が確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示は原則不要です。口座振替及びスマートフォン決済等で納付した方へ納税証明書（車検用）は郵送しません（二輪の小型自動車を除きます）。

納付情報の登録には相応の日数を要する場合がありますので、車検をお急ぎの方は金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

二輪の小型自動車（総排気量250cc超）

二輪の小型自動車についてはオンラインで納付情報の確認ができません。口座振替及び、納期限までにスマートフォン決済、ネットバンキング、クレジットカードで納付した人には、6月中下旬に納税証明書（車検用）を郵送します。

税務課管理納税係 995-1811